

令和5年2月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和5年2月22日（水）午後3時00分から午後4時33分まで

2 場 所

唐津市役所 4階 大会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

篠原智文、宮崎美和、石山貴子、佐伯玄一郎

(3) 事務局

教育部長 草場忠治、教育副部長兼教育企画課長 中山誠、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 古場真由美、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古川照男、学校給食課長 岡田和幸、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 平尾敏和、巖木市民センター産業・教育課長 原昭彦、相知市民センター産業・教育課長 田口貴広、北波多市民センター産業・教育課長 江頭宏隆、肥前市民センター産業・教育課長 川口徹、鎮西市民センター産業・教育副課長 黒田裕一、呼子市民センター産業・教育課係長 井手口信貴、七山市民センター産業・教育課係長 市丸里恵、教育総務課係長 森徳雄、教育企画課係長 阿部修久、教育総務課職員 原周平

4 議 題

(1) 議案

議案第8号 令和5年唐津市教育の基本方針の策定について

【原案どおり可決】

議案第 9 号 唐津市小中学校特別教室（理科室・音楽室）空調設備整備計画の策定について

【原案どおり可決】

議案第 10 号 新学校給食センターの名称について

【原案どおり可決】

議案第 11 号 唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

【同意】

※非公開（議会の議決を経るべき議案等に関する案件のため）

議案第 12 号 唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第 13 号 唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程制定について

【原案どおり可決】

(2) 協議事項

- ① 令和 5 年度唐津市教育の基本方針の策定について
- ② 学校給食衛生管理基準見直しについて

(3) 報告事項

- ① 各課報告事項
 - ・令和 5 年度当初予算等概要について
 - ※非公開（議会の議決を経るべき議案等に関する案件のため）
 - ・「唐津市教育委員会規則で定める申請書等の特例に関する規則」で別に定める「押印等の義務付けを廃止する様式一覧」の修正について
 - ・「佐賀県陶芸協会展」について
 - ・共催及び後援について
 - ・教育委員会行事予定

② その他

- ・呼子公民館の第75回文部科学省優良公民館表彰について
- ・肥前公民館にて開催する令和4年度課題解決支援講座について

【定例会】

午後3時00分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として篠原委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

お揃いですので、2月の定例教育委員会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

今日は2月の定例教育委員会、佐伯玄一郎教育委員さんが初めて教育委員会に御参加をいただきました。どうぞこれからよろしくお願ひいたします。お世話になります。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

よろしくお願ひいたします。

○教育長（栗原宣康君）

佐伯玄一郎委員さんの任期は、令和5年2月17日からスタートして、令和9年2月16日までの4年間です。御紹介をしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

まず、会議の非公開についてお諮りいたします。

議案第11号及び報告事項、令和5年度当初予算等概要については、議会の議決を経るべき議案等に関する案件のために会議規則第11条第1項により非公開としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、この件については非公開といたします。

では、議案に入ります。

議案第8号について、事務局お願ひいたします。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

教育企画課でございます。議案集第1の1ページをお願ひいたします。

議案第8号 令和5年度唐津市教育の基本方針の策定について御提案いたし

ます。

提案理由といたしましては、学校、家庭及び地域の様々な教育的課題に対応し、活力ある唐津市への発展を推進するため、令和5年度唐津市教育の基本方針を策定するものでございます。

次ページから唐津市教育の基本方針改定案を載せさせていただいております。

こちらのほうは唐津市の総合計画、教育大綱としているものでございまして、基本的に大枠の変更はございません。前回、教育委員の皆様方には内容について変更箇所、字句の訂正であったりとか、若干の加除を加えた部分を説明させていただいておったところでございます。ボリュームのほうが多うございますので、それぞれの説明は割愛させていただきたいと存じます。

13ページから、令和4年度からの変更点について記載をさせていただいております。朱書きで加えたところについては、前回、令和4年度からの変更箇所という形になっております。

概略御説明いたしますと、15ページ、まず、年度のほうを変えさせていただいております。

それから、一番下の(4)番というところで、本年度、西部学校給食センターを9月、2学期からの供用開始に向けて整備を進めておりますので、それに関わる部分を、「市西部地区に整備する学校給食センターの供用開始により市内の小中学校給食をセンター化し、唐津市の全部の小中学校へ給食を提供します。」と加えさせていただいております。

次の16ページですが、併せて、先だっの議会において議員さんのほうから御質問がありましたけれども、現在、唐津市の給食会計は私会計でございまして、これについて文科省の指導等々もありまして、公会計、唐津市の公の会計にするということで今事務を進めております。そのことに関しまして、冒頭、16ページの上になりますが、「また、学校が現金を取り扱わない体制づくりによるコンプライアンスの向上、市が給食を提供する一方で、保護者が給食費を支払う義務を負うという債権債務の明確化、教職員の負担軽減を実現するため、学校給食費の公会計化を進めます。」の文言を加えさせていただいております。

あと大きなところに関しては18ページになりますが、学校の統廃合関係に絡みまして、(2)「複式学級の解消のため」から「適正配置に努めます。」までは従前に入っておったんですが、また以降、「また、市内小中学校の現状に沿った方針を定めるため、通学区域審議会を開催していきます。」と。こちらのほうは、平成19年度に答申をいただいて以降、開催いたしておりませんでした。ただ、近年、さらに進む少子化、あるいは一部、鏡山小等の大規模化についてどういった形で対応するか、あるいは統廃合についても、複式学級については現実的に実際の統合協議に入っていない学校として東唐津小、伊岐佐小が残っておりますが、今まで進めてきた中で主に複式学級の解消を目指してやってきたところですが、一定の成果というか、進んだというところに絡みまして、今回、それから先に向けてどういった形で規模適正化を図っていくか、具体的には1学年1学級の学校についてどう取り組んでいくかといったことを通学区域審議会の中で審議いただきたいと考えております。

あと大きなところにつきましては、事業の進捗に応じて書き換えた部分がほとんどですので、内容的に突っ込んだ部分というのはそのぐらいのかなというふうに考えております。こちらのほうは例年6月に発行しております「唐津市の教育」の製本に記載すると。ただし、それはあくまで「唐津市の教育」という冊子を発行する時期でございまして、こちらのほうを御承認いただきましたら令和5年度当初からの運用という形になります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○教育長（栗原宣康君）

議案第8号について質問や御意見はございませんか。

22ページの重点項目の「幼・保・小・中・高の連携の強化」のところに赤線の入るとるとぼってん、これは間の「・」を取りますよという意味ですかね。そういう修正の意味ですかね。そう思ったらいいですか。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

おっしゃるとおりでございます。

○教育長（栗原宣康君）

そうですね、分かりました。

議案第8号はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第8号については御承認をいただきました。

議案第9号について、事務局お願いいたします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。23ページをお願いいたします。

議案第9号 唐津市小中学校特別教室（理科室・音楽室）空調設備整備計画の策定についてでございます。

提案理由でございます。

唐津市小中学校普通教室等空調設備整備計画及び唐津市小中学校空調設備未整備校整備計画に基づき、令和3年5月末に全ての小・中学校の普通教室に空調設備の整備を完了いたしました。

引き続き、特別教室への空調設備の整備に向けて、令和2年8月に策定した唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針に基づき、児童・生徒の健康で快適な学習環境を保全するため、授業時数に占める特別教室の利用頻度の高い理科室と音楽室にも空調設備を整備するに当たり、整備スケジュール等の計画を策定するものでございます。

令和2年8月に策定いたしました方針につきましては、参考のため、27ページに掲載をしております。

25ページをお願いいたします。整備計画でございます。

この計画では、併設校5校を含む46校全ての小・中学校の理科室、音楽室に空調設備を整備するものでございます。

現在、唐津市内には小・中学校合わせて51校ございます。学校統廃合等により令和5年度末に閉校予定であります巖木小学校、簗木小学校、田野小学校、納所小学校の4校及び校舎の改修予定があります鏡中を除く46校でございます。

鏡中学校につきましては、令和5年度から7年度に校舎の長寿命化の改修予定でございますので、その工事の中で理科室、音楽室の空調設備を整備するこ

ととしております。

26ページをお願いいたします。

整備スケジュールと概算費用でございますが、中学校17校及び併設校である小学校5校、合わせて22校につきましては、令和5年度に基本・実施設計、令和6年度に工事、令和7年度供用開始予定でございます。概算費用は2億7,770万9,000円でございます。また、小学校24校につきましては、令和6年度に基本・実施設計、7年度に工事、8年度に供用開始予定でございます。全体の概算費用は6億2,788万4,000円と見込んでおります。

唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針により、授業時数の多い中学校を優先し、整備後、小学校の整備を行うものと考えております。

事業全体でのスケジュールでは、令和5年度から設計を始め、6年度と7年度の2か年で工事を行う予定でございます。

なお、事業完了後は、小学校では図工室と家庭科室、中学校では美術室、家庭科室の空調設備について進めてまいりたいと考えておりまして、その方針につきましては、3月の定例教育委員会のほうで改めて協議させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第9号について質問や御意見はございませんか。

それぞれの理科室や音楽室等には準備室という名称で理科の機材だったりとか置いてある部屋がありますが、そこは入らないと思っと思ってよかですね。

○教育総務課長（古場真由美君）

準備室には設置予定はございません。

○教育長（栗原宣康君）

ないということですね。分かりました。

○教育委員（篠原智文君）

理科室、音楽室、稼働率の高いところに空調設備を導入されるということで、非常に私はいいことだと思います。先ほどの総合教育会議の中で設置率につい

て言われていましたが、かなり入れても低いというのは、分母のほうに空き教室も入っているんですか。かなり今後入れても6割とか言われたのはどういうことかなと思って。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

文科省の調査自体が結構幅広く特別教室というものを捉えていて、例えば、少人数学級であったりとか、TT教室であったりとか、あとは、用途が特に定まっていないものは多目的室とかいう名前で管理しておりますが、その多目的室も入れなさいとなっているので、実際には稼働率があまりないような、何かのときに使われるような部屋、日常的には使われていない教室も分母に入っております。ですので、今のところの方針としては、とにかく普通教室が終わったと。そして稼働率の高い理科室、音楽室をつけます。その後はこの方針のほうに書いてありますとおり、その他の特定の決まった教科で使われる部屋については入れようという形で考えております。

ですので、先ほど申しあげましたとおり、30%とか、50%とか、7割とかいう申しあげ方をしましたが、あれはあくまで特別教室、そういった広い意味での特別教室の保有室に対して実際エアコンがついているのは現時点では30.8%であると。これは本格的な整備は今からなので、従前までつけていた図書室、あるいはパソコン室、それから、相談室が主に入っている部分です。今回、理科室、音楽室を整備した暁には48.6%、それでもやっぱり5割を切るぐらいです。イメージ的には特別教室のうち理科室、音楽室までつけて、ほかのパソコン室や図書室までつけているので、もうちょっと上がりそうなイメージがあるけれども、冒頭申しあげました理由により率的には思ったより上がらないと。最終的に家庭科室であったりとか、図工室であったりとか、そういった名前のついた特別教室に全部つけたとしても68.6%ということで、7割には満たないという形になります。

今後の推移については以上です。

○教育委員（篠原智文君）

特別教室ということは、先ほど言われた準備室なんかは分母に入らないんですよね。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

入らないということになっています。いわゆる総合的なところですので。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

この分母は全国、全県下どこでも同じですので、ということになるだろうと思いますね。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

同じ基準で各市町、回答しているものと考えます。ただ、現在の設置率が21のうち佐賀県を抜いて、20市町のうちで19位です。下から2番目という形になっています。各市町の整備率が令和4年度時点から全く動かないと仮定した場合、理科室、音楽室が完了して18位。最終的に名前のついた特別教室を全部つけたとして13位という形になります。ですので、ほかの佐賀市——佐賀市が実際は特別教室の設置率が78%あるんですね。こちらのほうで佐賀市のほうにちょっと確認をしました。どういった形でカウントされているのかと聞いたところ、認識としては、今ほど申し上げた名前のついた特別教室につけている。多目的室にはつけていないと。ただ、分母には入れている。佐賀市とうちの違いは、相談室については各校1、2室とか、1室のみの整備であるというところが、本市では相談室は全てつけています。ですので、この差がどこから出るのかというのが、ちょっと今、判断しあぐねているところではあります。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

児童・生徒数の減少率が高いけんが、空き教室という形の別名称の部屋になっている数がうちが多いのか。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

そのくらいしか、逆に言えば。

○教育長（栗原宣康君）

のかもしれないね。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

原因がちょっとつかめないというところではあります。

○教育委員（篠原智文君）

子どもたちが使うところに入ればですね。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

子どもたちが主に使ってもらっている部屋につければいいのかなというところはあるんですけども。

○教育長（栗原宣康君）

議案第9号、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第9号については御承認をいただきました。

議案第10号、事務局お願いいたします。

○学校給食課長（岡田和幸君）

学校給食課でございます。議案集の29ページをお願いいたします。

議案第10号 新学校給食センターの名称についてでございます。

提案理由につきましては、唐津市鎮西町打上地区に整備中の新学校給食センターの名称を「唐津市西部学校給食センター」とするものでございます。

このことにつきましては、1月の定例教育委員会におきまして御協議いただいております。繰り返しの説明にはなりますけれども、唐津市新給食センター整備計画の中で市内を2つの地区に分け、東部地区及び西部地区に給食センターを整備するという事で位置づけられておりました。

現在、東部地区では唐津市東部学校給食センターが既に稼働しておりまして、西部地区に現在進めております新学校給食センターの名称「西部学校給食センター（仮称）」とさせていただいておりますけれども、この「（仮称）」を取りまして、「唐津市西部学校給食センター」とさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、説明のほうを終わりたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第10号について質問や御意見はございませんか。

これはよろしいですかね、東部があつて西部ですので。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

議案第10号については御承認をいただきました。ありがとうございます。

では、議案第12号、事務局お願いします。

○学校給食課長（岡田和幸君）

学校給食課でございます。議案集の39ページをお願いいたします。

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則制定についてでございます。

提案理由についてでございます。

引用いたしております規則名に誤りがございましたので、改めるものでございます。

この件につきましては、12月の定例教育委員会にてこの規則の制定について上程いたしまして、御承認をいただいたところでございました。その段階では市長部局において同じように規則が定められておりましたけれども、その際にはこの引用しております「唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」ということで名称がなっておりました。市長部局のほうで訂正作業を進める中で名称の見直しがされた関係で、正式名称は「市長が所管する手続等に係る唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」ということで変えられています。

この変更について、1月の定例教育委員会の直前に我々のほうに市長部局からこういうふうに変ったからと、我々が策定した規則の名称を変えるべきではないかというような話がありました。本来であれば1月の定例教育委員会に上程し、改正作業をするべきでございましたけれども、上程するいとまがございませんでしたので、今回、2月の定例教育委員会のほうに上程させていただいたところでございます。

内容についてでございますが、議案集40ページ中段のほうにお示ししてあ

りますとおり、題名並びに第14号で引用しております規則名を「唐津市教育委員会が所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、本日の定例教育委員会で御承認いただきましたら本日付で行いたいと考えております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第12号について質問や御意見はございませんか。

首長部局での規則の名称変更に伴ってここが変わるということですので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

議案第12号については御承認をいただきました。

議案第13号について、事務局お願いいたします。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

肥前市民センター産業・教育課でございます。議案集の43ページをお願いいたします。

議案第13号 唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程制定について説明いたします。

提案理由でございますが、近代図書館ネットワークシステムにより、近代図書館、相知図書館、公民館図書室の相互利用ができるようになっており、肥前公民館の図書貸出規程は不要なため、廃止するものでございます。

44ページをお願いいたします。

規程案の概要でございます。

廃止理由といたしまして、近代図書館ネットワークシステムが構築されたことにより、各施設をネットワークでつないで蔵書データを相互管理しております。また、近代図書館、相知図書館、公民館図書室において近代図書館の利用者カードにより共通利用ができるなど図書室の相互利用ができるようになったことから、肥前公民館の図書貸出規程は不要であるため、廃止するものでござ

います。

この規程の施行期日は公布の日としております。

規程につきましては、次の45ページでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第13号について質問や御意見はございませんか。

既に今、肥前図書館での貸出しはあっていないということですか。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

貸出しはあっております。

○教育長（栗原宣康君）

それが、近代図書館の本が……

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

近代図書館のネットワークシステムを運用しております。

○教育委員（篠原智文君）

だから、近代図書館でやっている仕組みを肥前のほうでも同じネットワークにのせるということですか。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

はい。同じネットワークで……

○教育委員（篠原智文君）

管理すると。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

管理しております。一括検索とかができるようになっております。

○教育委員（篠原智文君）

貸出しのカードも共通になるんですか。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

共通でございます。

○教育長（栗原宣康君）

それで公民館の貸出規程自体が要らなくなったということですか。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

運用として、ちょっとそぐわないものであるために不要ということで、廃止をしたいと考えております。

○教育長（栗原宣康君）

ほかの公民館はどがんなつとると。肥前は要らなくなったということだけど、ほかの公民館は。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

公民館の図書貸出規程は、規程としては制定をしておりません。内規でもってやっているというのが現状でございます。肥前公民館図書貸出規程も本当であればもっと早めに廃止をすべきだったと考えているところでございます。

○教育長（栗原宣康君）

肥前公民館の図書貸出規程だけが残ったということ。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

だけが残っていたというような状況です。

○教育長（栗原宣康君）

ということですね。

○教育委員（篠原智文君）

そしたら、ほかの、例えば呼子とかいうところも、既に市のネットワーク全体のカード等も使える状況にあるということですかね。肥前だけがその対応ができていなかった。

○教育長（栗原宣康君）

館長お願いします。

○近代図書館長（藤井浩司君）

近代図書館と、あと旧郡部の公民館、そこはシステムでつないでいますので、近代図書館と一緒に貸し借りとか、カードも一緒に利用できるような状況です。この肥前公民館図書貸出規程というのは、これは合併前からあったもので、肥前町だけちょっとあったもので、それを廃止するのは、本当は肥前公民館のほうに図書室をつくったとき——最初は肥前文化会館のハーモニーのほうの図書をこういうシステムとつなげてしていたんですけど、ハーモニーのほうは休館というか、通常は閉まった状態になるので、肥前公民館のほうに図書

の本を移しております。本来であれば、そのときに廃止をしておくべきだったものと考えています。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ということは、北波多とか鎮西についてはこの貸出規程がないんですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そうです。貸出規程自体が合併前からなかったということです。

○教育長（栗原宣康君）

なかったんですね。肥前が残ったけんが、ハーモニーの利用が終わった段階でこの規程も終わるとかんばいかんやったとが残ったと思ったらよかですかね。そういうことですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そうですね。

○教育委員（篠原智文君）

利便性が下がるということは全くないわけですよ。これまでどおりということですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そうですね、それはこれまでどおりです。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第13号については御承認をいただきました。

協議に入ります。

唐津市小中学校プール設備整備方針の策定について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。47ページをお願いいたします。

唐津市小中学校プール設備整備方針についてでございます。

方針策定の目的でございます。

本市の保有する学校プールは44施設がございまして、その大半が築30年を超え、老朽化が進んでおります。毎年プールの修繕等を行っておりますが、今後はさらに劣化が進み、大きな改修やプール全体の施設の更新などが必要となることが想定されます。

このような課題に対し、将来を見据えた最適な施設配置や効率的な維持管理を実現していくことを目的とし、ほかの自治体におきましても実施している公営や民間プールの活用なども視野に入れ、今後のプール設備整備の方針を定めるため、協議を行うものでございます。

この方針の対象は、現在唐津市が保有する学校プール44施設といたします。整備の方針でございます。

学校プール施設に大きな改修や設備全体の更新が必要となった場合は、次の順により対応することといたします。

(1) 近隣に代替可能な市営プールがある場合、これは徒歩圏内を想定しております。その場合は利用の協議を行い、許可が得られた場合は代替プールにて対応することといたします。

(2) 近隣に学校プールまたは民間プール等利用が可能な場合は、利用の協議が調べば、その代替プールにて対応をいたします。

(3)、さきに申しました(1)、(2)の代替利用がいずれも不可能な場合、これは学校施設のプールを改修または設備の更新を行います。

ただし、(1)、(2)により、ほかのプールを利用して実施している途中、水泳授業を行う上で、例えば、代替プール等の施設の問題等で授業に支障が出てきた場合につきましては、学校プールの改修や更新を行うことといたします。

この方針は、令和5年4月から適用するものと考えております。

今回の協議の結果により必要な調整を行い、方針案を3月の定例教育委員会の議案として提案する予定でございます。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

唐津市小中学校プール設備整備方針の策定について質問や御意見はございませんか。はい、どうぞ。

○教育委員（宮崎美和君）

1番の近隣に代替可能な市営プールがある場合で徒歩圏内とありますが、市内に何か所あるんですか。

○教育長（栗原宣康君）

市営プールがあるところということですか。

○教育委員（宮崎美和君）

市営プールとか、使えそうなところ。

○教育長（栗原宣康君）

事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

市営プールは、1か所は佐志の中学校前の中瀬市営プール、それから、二タ子にあります市営プール、警察署の裏を想定しております。

○教育長（栗原宣康君）

その2か所か。だけん、佐志中学校は徒歩圏内に市営プールがあるという対象にはなるのかなと。

○教育委員（篠原智文君）

関連して、その徒歩圏内というのはどれぐらいの距離を想定されているんですか。

○教育総務課長（古場真由美君）

水泳の授業が大体1、2時間目みたいな感じで連続して組まれたときに、ここで移動をして、着替えをして授業ができる程度と想定をしております。

○教育委員（篠原智文君）

具体的に言うならば、二タ子のプールだったら西唐津小学校、西唐津中学校の2校ぐらいですかね。

○教育総務課長（古場真由美君）

そうですね、二タ子の場合は。

○教育委員（宮崎美和君）

どうですか、可能ですかね。

○教育委員（篠原智文君）

ちょっと大変ですけど。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

そもそもこの施設整備方針というのを御協議、上程させていただいている経緯というものを申し上げます。

学校のプール、小学校、中学校にございますけれども、小学校でも年間正味1か月と、中学校はさらに短いというところで、よその自治体、他自治体ですね、年間に僅かしか使わないプール施設というものを、多額の経費をかけて維持、あるいは改修、更新しているのはどうかという議論が以前からございまして、実際近年、ここ五、六年ぐらいになると思いますが、送迎バスを使ってプール教室のプールまで連れて行って、当然先生は乗ってきてもらって、要はプール教室のプールを使って授業をやるといった外部委託が結構あちこちで出てきました。

一つはそれを検討させていただきたいというところと、もう一つは、先ほど名前が上がりましたが、佐志中学校のプールが非常に老朽化が進みまして、改修だけでも数千万円のお金とか、1億円近いお金がかかるといった状況の中で中瀬プールがあるじゃないかと。近くでもあるし、地下道もございまして、距離的に非常に近いというところで、その辺りの検討をする中で、ただ、先ほど西唐津小・中とかの話もございまして、今後もこういった形で市営プールを使う、あるいは民間委託を検討するということが当然出てくるというところを踏まえまして、これはしっかりとした市教委としての考え方を整理した上で御協議、御審議いただく必要があろうということで、今回協議事項として上げさせていただいております。

ちなみに民間委託に関しても、唐津市ではビートさん1社だけということで、物理的には、ビートさんにこの方針をつくる前、事前にちょっと協議をさせていただきました。スイミングスクールさん側としては、距離的な問題とかキャパの問題というのは、ある程度の規模の学校であれば対応できますよと。実際ビートさんでも佐世保とか長崎にも広く事業所があるので、北部九州一帯で事業展開されているようだったんですけれども、長崎市と伊万里市で学校の授業を受託して自分たちの施設でやっているというところで、非常に乗り気であっ

たと。ただ、実際のところ、やるべきときどうなるんだというところで、場所は固定されていますが、授業時間等の問題もありますので、当然距離的な制約はかかると。バスに30分も揺られてから行くわけにもいかんというところで、民間委託の場合は非常に限られた近隣の学校のプールが、例えば、大きな改修が要る、あるいは更新しなければいけない、そういったときにこの方針に基づいて検討するという形になってこようかと思えます。

説明は以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

何かございませんか。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

先ほど宮崎委員さんが言われたように徒歩圏内という部分でちょっと考えると、現場の先生方というのは、実際これを近隣でやるとなったときに可能ですよということを言われますか。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

実際、今、正式にといいますか、はっきり協議をさせていただいているというのは先ほどの佐志中学校だけです。当然授業の時間であるとか、物理的な距離であるとか、道路の状況、こういったところも関わってくると思いますので、基本的な方針というのはあるけれども、まずは近くの市営プールがあるところ、そして、次に民間プールの利用が可能なところ、これは例えば、半径2キロとか1キロとか、その中のある学校のところのプールが壊れた場合とか、更新した場合とか、すべからくこういったことにするんだよということではございません。当然個々の状況というものもあります。学校規模も大きく影響してくると思います。ですので、この方針に基づいて学校と協議をさせていただく。協議の上、いけそうだねとなったときにはさせていただくということで御理解いただければと思います。

以上です。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

先ほどもお話があったんですけど、44施設ということで、今、学校でのプールの稼働状況を見ても、例えば、水温であったりとか、気温であったりと

か、そういったことで本当に年間、今年何回入ったというような数に今なってきているんですね。例えば、庇を保護者の方が入ったりしてからやっている学校とかもあるんですけど、実際子どもに聞くと夏だけで2回ぐらいしか入っていないよという中で、これだけの予算をかけてするのは、もうちょっと慎重な話をしていかないと、先ほど何千万から億の単位という話でしたので、やるからにはそこら辺をきちんと整理した上でプールを活用できるような形で、近隣校で使えるなら近隣校で使ったりとか、改修する施設を少なくして近くの学校同士で使ったりとか、いろいろやっぱり問題が出てくると思いますので、ぜひ継続して学校側との協議もお願いいたします。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

佐伯委員さんおっしゃるとおりでございます、市としても教育にコストの話はなじまないと言いながらも、なかなかそうばかり言っている状況ではございませんので、まず、佐伯委員さんの今おっしゃったようなことを基点として検討をしておりました。

民間のプールを利用するというと、複数の学校で1つの学校、例えば、A小学校のプールをA、B、2つの小学校で使うということも、過去に大良小のプールが壊れて急に対応ができないとき、切木にバス送迎をして、させていただいた経緯もございました。ただ、そのとき感じたのは、時間とかシーズンが一致するので、同じ時期にわっと授業をやるので、なかなか相互の利用調整、切木も大良も極小規模校なんですけれども、その極小規模校2校であったとしても調整に手間取ったというのが1つと、一番はお邪魔する学校側がそういった形で受入れ側に支障を与えるということで、非常に申し訳ないというか、それだからちょっとプールの授業はなかなかできないよねというような意識を持たれていたというところもあるので、複数校で1つのプールというのはなかなか難しいのかなという感触は持っています。

ただ、民間を利用する場合ですと当然屋内の温水プールですので、これはそのときの協議になろうかと思いますが、通年をもってできるといった大きなメリットがあります。よその自治体では、さすがに冬にプールの授業を行うところまで踏み込んでいるところは、ビートさんに確認したところ、今のと

ころはないということではございましたが、例えば、複数校で一度期に受け入れるキャパシティーがないということになれば、学校側とも協議させていただいて、ずらしてさせていただくということも一つの方策なのかなというふうに思っております。

以上です。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

子どもたちは夏が楽しみじゃないですかね。

○教育長（栗原宣康君）

実際この二、三年は水温と気温が高過ぎて水泳の授業ができないということが多くて、子どもたちがプールに入れなかったり、水泳の授業自体が気候の関係でできにくくなってきた、危険を伴うようになってきたところがちょっと一つの大きな課題かなというふうな気もしますね。そうすると、室内のほうがそういう意味では設定がしやすくなる場所もあるのかもしれませんが。どうしても移動の時間で授業時間数を食われますので、これが非常に怖いんですけども、佐志の場合は徒歩圏内といっても、教室から出てみると自校のプールに行くのと中瀬のプールに行くのと、しかも、歩道や道路を通らないで行けますので、歩道は僅かに通りますけれども、そういう意味からしたら一番考えやすいところにあるのかなと思います。

○教育委員（宮崎美和君）

中瀬のプールは新しいんですか。

○教育長（栗原宣康君）

古いです。中瀬のプールはかなり古いです。多分40年前にはあったんじゃないかな。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

所管のスポーツ振興課に確認したところ、廃止の予定は今はないんですけども、じゃ、更新する計画があるかというところも微妙なので、もしかしたら中瀬プールが使えなくなった、もう駄目だよとなった暁にはプールを新設するという必要が出てくるやもしれません。ただ、今ほどコストの話がされましたけれども、プール更新は2億円ぐらいのコストがかかってしまう

というところがあるので、佐伯委員さんがおっしゃったとおり慎重に考えていく必要があると思っております。

○教育長（栗原宣康君）

佐志小・中でいっちょプールをつくるかもしれんね、裏に土地のあるけん。

○教育委員（篠原智文君）

民間も一つの手段で広がってくるだろうなとは思いますが、一つ、最近プールの最後の授業で着衣水泳を、実際落ちたときに服を着ていても泳げるようにというのを大体どこの学校でも取り入れているはずなんですが、ちょっと民間のプールではやりづらいところがありますけどね。着るものとか、相談していかないといけないでしょうね。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

先ほどビートさん、事業者さんに話しに行ったとき、話が出たのは水質が悪化すると。要は着衣に限らず、わっと来て、普通のスクーリング以上の子たちが入るので、水質の悪化が進んで、その分のコストとかは当然見させていただかなければいけないという御意見がありましたので、そういう観点からいえば、着衣を1回だけさせてくださいというのも、まだ実際話はしていないんですけど、話してみる価値はあるのかなと思います。どっちにしろ、水質悪化という対策というのは取られるはずですから。

○教育長（栗原宣康君）

一つ、この整備方針をつくることで佐志について検討を進めることが可能になるというところがあって、その先のところについては、これから先も気候変動を見ながら、民間プールの状況を見ながら、検討は多分続けていかんばいかんごたる話ですね。

協議についてはこれぐらいでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

次に、学校給食衛生管理基準の見直しについて、事務局お願いします。

○学校給食課長（岡田和幸君）

学校給食課でございます。議案集の49ページ及び別冊でお配りしております学校給食衛生管理基準のほうを御覧いただきたいと思っております。

まず、概況でございます。

既存の学校給食衛生管理基準を調理場直営自校方式、調理場直営センター方式及び調理場委託センター方式の3つに分け、それぞれの学校給食衛生管理基準を定めるものでございます。

今回の見直しにより、学校給食衛生管理基準を現状の環境と合致するように修正を行ったところでございます。また、令和4年4月に学校給食課が創設されたことに伴いまして、これまで学校支援課が報告窓口であったものを学校給食課に変更するなど修正を加えております。

詳しく修正点を申し上げたいところではございますけれども、冊子がかかなり分厚いものですから、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現行の学校給食衛生管理基準というものが平成24年度に制定されております。それ以来、一度も改定がされていない状況でございました。市直営で行っております旧唐津地区の自校式調理場及び旧町村の学校給食センターに対応する形で策定をされておりました。

その後、平成28年度にHACCPに対応する東部学校給食センターを開設しておりまして、その折に炊飯業務及び運搬業務については直営でなく民間委託という形で、既に直営の形が崩れている状況でございます。まず、その内容が異なっているため、見直しを行っております。

また併せて、今年度には、東部学校給食センターでは調理業務を民間委託しておりますので、ここも当然今の基準とは全く違うものになっているということで見直しをしておるところでございます。

学校給食の安全を確保するためにも調理場の衛生管理基準というのは必須な案件でございまして、その基準を明確にする必要がございますことから今回見直ししております。現行の基準を先ほど申しました3つの形に分けまして、それぞれの衛生管理基準を定めております。

分厚い冊子の後ろのほうから見ていただきまして、3ページというのが出てきます。こちらに今回運営委託をしている案件について、市の責任分担と、あ

と民間委託による責任の分担というのを明確にしております。これが今までなかったところをごさいますて、この分担表を明確にすることで、それぞれの給食の業務、例えば、炊飯であるだとか、運搬であるだとか、調理というものの責任の所在をはっきりさせるというのがこれまでなかったところをごさいますので、こちらのほうを付け加えております。

また併せて、今の様式の中では、例えば、校長名であったり、所長名であったり、混在していたものがございましたので、直営の自校方式であれば校長名で報告、直営の給食センター方式であれば所長が報告、委託の給食センターでも同じく所長が報告というような形で、様式の報告者名のところを変えております。

こちらにつきましては、今回分厚い冊子をお配りしておりますので、一旦御協議という形でさせていただきまして、来月改めて議案という形で上程させていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、学校給食衛生管理基準の見直しについての説明を終わります。御協議いただきますようお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

質問や御意見はございませんか。

この後、西部がスタートしても、この3分類を今つくっておいたら、この後は調理委託のセンター方式だけになってくる、将来的に。

○学校給食課長（岡田和幸君）

西部学校給食センターが開設した折には、まず、西部学校給食センターにつきましては、今現在の予定でございますが、調理業務は直営で行います。配送業務及び炊飯業務、これについては民間の委託を考えておりますので、こちらで申します委託のセンター方式の基準のほうを使う形になってこようかと思えます。その中で、調理につきましては直営で行う形になりますので、その内容は修正する必要が出てくるかと思えます。

直営のセンター方式につきましては、予定では7月末をもって廃止する予定としておりますので、それをもってこの基準は廃止という形になろうかと思っ

ております。

自校式の直営につきましては、離島の分及び鏡中学校並びに西唐津中学校についてはしばらくまだ残るということになりますので、この衛生管理基準のほうを準用させていただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ちょっと内容が多過ぎて、それぞれについてはなかなか難しいところがあるのかなと思いますが、よろしいですか。質問、御意見はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

宮崎委員さん、よろしいですか。

○教育委員（宮崎美和君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

それでは次に、報告事項に入ります。

教育長報告は、今月は特にございませぬ。

次に、各課の報告事項です。

「唐津市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則」で別に定める「押印等の義務付けを廃止する様式一覧」の修正について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。51ページをお願いいたします。

報告事項②でございます。

資料の修正を申し上げます。

修正理由の2行目、「規則を廃止する規則」というふうに書いてありますが、「規則」の後、「を廃止する規則」のところの削除をお願いいたします。修正理由の2行目です。

○教育長（栗原宣康君）

修正理由の2行目を……

○教育総務課長（古場真由美君）

「規則」の後にあります「を」から「廃止する規則」までです。7文字削除をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、説明をいたします。

「唐津市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則」で教育委員会が別に定める「押印等の義務付けを廃止する様式一覧（規則関係）」の修正についてでございます。

修正の理由でございますが、令和4年10月定例教育委員会、議案第39号により廃止された唐津市勤労青少年ホーム条例施行規則に係る修正でございます。

55ページをお願いいたします。

一覧表のナンバー35、「勤労青少年ホーム利用許可申請書」、「第7条（第1号様式）」を削り、以降のナンバーを1ずつ繰り上げるものでございます。

改正後の様式一覧につきましては、52ページから53ページに記載をしております。

説明は以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、佐賀県陶芸協会展について、事務局お願いします。

○近代図書館長（藤井浩司君）

近代図書館です。資料の56ページ、報告事項③でございます。

佐賀県陶芸協会展を3月11日土曜日から26日日曜日まで開催をします。近代図書館の休館日、月曜日と21日祝日は休館をいたしております。時間は午前10時から午後6時まで、入場は無料となっております。会場は1階の美術ホールでございます。

この佐賀県陶芸協会は会員が49名いらっしゃいます。そのうち唐津出身の方が4名いらっしゃいまして、今回は76点の作品を展示いたします。ぜひ御来館いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

共催及び後援について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

57ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催が1件、後援が8件、合計9件でございます。

行事名及び主催者名につきましては一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

教育委員会の行事予定についてお願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

58ページをお願いいたします。

令和5年2月24日金曜日から令和5年3月22日水曜日までの主な行事予定でございます。

3月6日18時より臨時教育委員会を予定しております。

3月10日金曜日は中学校の卒業式、3月17日金曜日は小学校の卒業式がございます。

その他行事につきましては一覧表に記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

小学校の卒業式が3月17日になっておりますが、西唐津小と佐志小だけが16日の予定になっているというふうに聞いています。それ以外のところはこの小学校、中学校、小中併設校は中学校のほうに入っていると思いますが、そのような日程になっております。

今まで、ここ一、二年はあっていませぬけど、教育委員さんに行っていた卒業式への出席は、今のところ予定はないということで思っていたらいいというふうに思っています。

マスクの着用については、先日通知があつて、基本マスクを外してというふ

うになった通知も出ましたけれども、学校によって状況によりながらと実際はなっていくだろうというふうに思っております。

その他、報告事項はございませんか。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

生涯学習文化財課です。公民館の活動について、2つ報告をさせていただきます。

1つは、呼子公民館が文部科学省の優良公民館表彰を受けました。評価の内容といたしましては、学校や他団体との連携、住民活躍の場を確保、地域活動支援について積極的な取組が評価されたところです。来館が困難な遠方地区や離島の高齢者、子どもたちのためのアウトリーチ型の出前教室、離島の子どもたちへの出前教室は、小・中学校の協力により総合的な学習の時間や生活科の時間が開催するなど、そういったことが評価されております。

2つ目は、肥前公民館が本年度、佐賀県生涯学習センターアバンセとの共同で地域の課題解決のための講座を開催しております、地域の自慢できるようなかるたを作られております。3回で作り上げられて、2月26日の日曜日に第4回目の講座、最終回なんです、自分たちで作ったかるたでのかるた大会を行うというふうな取組をされております。

こういった活動でほかの公民館も刺激になっておりますし、全体的に公民館は非常に頑張っておりますということをお伝えさせていただきます。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

そのほか、報告事項はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

では、次回の定例委員会の日程でございますが、3月23日木曜日14時から予定させていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それに、先ほどございました3月6日の臨時教育委員会があります。よろし

いですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、これで公開の審議を終了いたしました。

【非公開審議】

- ・ 議案第 11 号 唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について
学校給食課長が説明した。
議案第 11 号は原案通り承認された。
- ・ 報告事項 令和 5 年度当初予算等概要について
教育部長が説明した。